

## 高齢者支援課で対応しているケースに関わる裁判について

東京地方裁判所から令和5年（2023年）3月10日付け書面にて通知されました裁判について、これまでに、2023年7月7日に原告の請求を棄却する判決が言い渡されたこと、2023年7月10日に原告が控訴を行ったことを行政報告いたしました。

その後、原告が控訴の取下書を送付し、東京高等裁判所が受理したことにより、判決が確定しましたので報告をいたします。

### 1 概要

高齢者支援課が支援を行った市内在住の高齢者及び当該高齢者の親族のうち、当該高齢者の親族が町田市に対し、町田市の対応が迷惑であるとして、慰謝料の支払い等を求めたものです。

### 2 原告

町田市内在住の40代女性

### 3 被告

町田市

### 4 東京地方裁判所の判決内容

- 1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2) 訴訟費用は原告の負担とする。

### 5 裁判の経過

2023年3月2日	訴訟の提起
2023年4月27日	東京地方裁判所 第1回口頭弁論
2023年5月23日	東京地方裁判所 第2回口頭弁論（結審）
2023年7月7日	東京地方裁判所 判決の言い渡し
2023年7月10日	原告が控訴
2023年9月19日	東京高等裁判所 第1回口頭弁論
2023年9月29日	原告が控訴の取下書を送付
2023年10月2日	東京高等裁判所が控訴の取下書を受理